

令和3年 第8回浅口市農業委員会議事録

令和3年8月2日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名		
議席番号	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出
2	渡邊 清志	出
3	友田 陽勝	出
5	古川 秀昭	出
6	佐藤 和博	出
7	柚木 栄蔵	出
8	虫明 祝典	出
9	虫明 伸吾	出
10	山下 康朗	出
11	渡邊 豊	出
12	梶原 めぐみ	出
13	岡田 直樹	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議席の決定について

日程第2 臨時議長の選出について

日程第3 会期の決定について

日程第4 議事録署名議員の指名について

日程第5 議 事

議案第24号 浅口市農業委員会会長の選出について

議案第25号 浅口市農業委員会会長代理の選出について

議案第26号 浅口市農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選出について

議案第27号 浅口市農地利用最適化推進委員の選任について

日程第6 報告事項

- ①担当地区について
- ②農業委員の業務等について
- ③農地法の許可申請・届出について
- ④農地法の許可申請・届出に必要な書類について
- ⑤農業委員会会議規則等について
- ⑥農業委員会だよりについて
- ⑦農業委員会の日程について

開会（午後1時45分）

事務局 それでは、農業委員会のほうを開会させていただきます。
以降、座っての進行をさせていただきたいと思います。
お手元に配付しております議事日程により進めてまいりたいと思います。
日程第1、議席の決定について。
浅口市農業委員会会議規則には、議席はあらかじめ抽せんにより定めると既定しておりますが、慣例により行政順としたいと思います。
資料の1ページをご覧ください。ホッチキスで留めております資料の1ページをご覧ください。
この名簿は行政順にしていますが、この順番をもって正式な議席順としたいと思います。なお、慣例により4番は欠番となっております。議席のほう名簿のとおりとさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員 異議なし声

事務局 ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、議席はこの名簿の順番とさせていただきます。
日程第2、臨時議長の選出について。
地方自治法第107条の規定を準用して、議長は会長が選出されるまでの間、最年長の委員に臨時議長になっていただきます。最年長の佐藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし声

事務局 ありがとうございます。それでは、佐藤委員、議長席のほうへお進みください。
それでは、ここからの進行は臨時議長にお願いします。

議長 ただいまご指名いただきました佐藤です。よろしくお願ひします。
ただいまの出席委員は12名で定足数に達するため、委員会は成立しています。
日程第3、会期の決定について。
会期は本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期は本日1日とします。
日程第4、議事録署名委員の指名について。
農業委員会規則第12条第2項の規定により、議長において議事録署名委員に1番大橋委員、2番渡邊委員を指名します。
日程第5、議事に移ります。
議案第24号浅口市農業委員会会長の選出について、事務局から説明願ひます。

事務局 農業委員会等に関する法律によりまして、会長を互選していただきます。互選の方法は指名推選と投票がありますが、指名推選が先例となっております。

議長 ただいま説明がありました。互選の方法は指名推選とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、互選の方法は指名推選とします。
 なお、指名推選の手続は地方自治法第118条の規定に準じて行います。
 被指名人はありますか。

議 長 どうぞ。

委 員 前期から引き続き山下委員にお願いしたいと思います。

議 長 ただいま山下委員の指名がありました。
 お諮りします。
 山下委員を農業委員会会長とすることにご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、決定いたします。
 ただいまの決定により当選人に対する告知といたします。

事務局 会長が決まりましたので臨時議長の職はここまでとなります。佐藤委員、ありがとう
 ございました。自席のほうへお戻りください。
 それでは、ここからの進行につきましては、浅口市農業委員会会議規則により山下
 会長にお願いしたいと思います。
 山下会長、議長席のほうへお進みください。
 会長に就任されました山下会長より就任のご挨拶をいただきたいと思います。

議 長 失礼をいたします。山下と申します。
 前期どうにかやってこれたんですが、また今期会長ということでいろいろとご迷惑
 をかけるとは思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。
 それでは、議案第25号浅口市農業委員会会長代理の選出について、事務局から説
 明を願います。

事務局 農業委員会に関する法律第5条第5項の規定により、会長代理を互選していただき
 ます。互選の方法は指名推選と投票がありますが、指名推選が先例となっております。
 説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました。互選の方法は指名推選とすることにご異議ありませ
 んか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、互選の方法は指名推選とします。
 なお、指名推選の手続は地方自治法第118条の規定に準じて行います。
 被指名人はありますか。
 はい。

委 員 代理のほうも前期から引き続きまして佐藤委員によりしくお願いしたいと思いま
 す。よろしくお願います。

議 長 ただいま佐藤委員の指名がありました。
 お諮りをします。
 佐藤委員を農業委員会会長代理とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、決定します。
ただいまの決定により、当選人に対する告知といたします。
佐藤委員、こちらの席へお進みいただきたいと思います。

会長代理 ただいま代理を仰せつかりました佐藤でございます。
前回に引き続きということで、できる限り会長補佐等々できればいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第26号浅口市農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選出について、事務局から説明を願います。

事務局 浅口市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程第3条第2項の規定により、浅口市農地利用最適化推進委員候補者評価委員を3名互選していただきます。互選の方法は指名推選と投票がありますが、指名推選が先例となっております。
なお、浅口市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会は、会長、会長代理、これから選出していただく3名の委員及び事務局長の6人で構成し、この後、評価委員会を開催いたします。
説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました。互選の方法は指名推選とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、互選の方法は指名推選とします。
なお、指名推選の手続は地方自治法第118条の規定に準じて行います。
被指名人はありますか。
渡邊委員、どうぞ。

委員 友田委員、虫明祝典委員、梶原委員の3名を推薦いたします。よろしく願いします。

議長 ただいま友田委員、虫明祝典委員、梶原委員の指名がありました。
お諮りをします。
友田委員、虫明祝典委員、梶原委員を浅口市農地利用最適化推進委員候補者評価委員とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、決定します。
ただいまの決定により、当選人に対する告知とします。
ここで暫時休憩とします。
(休憩)

議長 それでは、休憩を閉じ再開いたします。
議案第27号浅口市農地利用最適化推進委員の選任について、事務局から説明願います。

事務局 資料はただいまお配りしたものになります。

議案第27号浅口市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について。令和3年8月2日提出。

先ほど開催した農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の結果を報告します。

候補者として選任されたのは次の13名の方です。

金光1地区、原田恒明さん、金光2地区、藤丘廣志さん、同じく安田文彦さん、金光3地区、友田一美さん、同じく菰口清司さん、鴨方1地区、吉川孝之さん、同じく杉本正彦さん、鴨方2地区、横山栄治さん、同じく西山富雄さん、鴨方3地区、高井基次さん、同じく山下眞治さん、寄島1地区、村上宏一郎さん、寄島2地区、大島明敏さん、以上です。

なお、任期は、委嘱を行います令和3年8月16日から令和6年7月31日までといたします。

説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第27号浅口市農地利用最適化推進委員の選任についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、決定をいたします。

日程第6、報告事項に移ります。

事務局から説明願います。

事務局 ①担当地区について

②農業委員の業務等について

③農地法の許可申請・届出について

④農地法の許可申請・届出に必要な書類について

⑤農業委員会会議規則等について

⑥農業委員会だよりについて

⑦農業委員会の日程について

議長 本日の委員会は以上で閉会とします。

閉会（午後2時32分）

